

福島県教育委員会平成31年3月定例会会議抄録

| | |
|----------------|---|
| 1 開催日時 | 平成31年3月22日（金）午前10時30分から |
| 2 開催場所 | 教育委員室（県庁西庁舎9階） |
| 3 出席者 | 鈴木淳一教育長、1番 高橋金一委員、2番 浅川なおみ委員、3番 蜂須賀禮子委員、 4番 正木好男委員、5番 岩本光正委員 |
| 4 議事内容及び経過 | |
| (1) 開会 | 午前10時30分、教育長から3月定例会の開会が告げられた。 |
| (2) 会議録署名委員の指名 | 教育長から、正木委員と岩本委員が会議録署名委員として指名された。 |
| (3) 会期の決定 | 教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。 |
| (4) 記録係の指名 | 教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。 |
| (5) 政策監提出理由説明 | <p>教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。</p> <p>政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。</p> <p>（説明概要）</p> <p>議案第1号から議案第4号については、地方公務員法の規定により、教職員に対する懲戒処分を行うもの。</p> <p>議案第5号については、頑張る学校応援プランを改定するもの。</p> <p>議案第6号については、第6次福島県総合教育計画平成31年度アクションプランを策定するもの。</p> <p>議案第7号及び議案第8号については、福島県郡山自然の家の管理を指定管理者に移行する</p> |

こと等に伴い関係する規則の一部を改正するもの。

議案第 9 号から議案第 13 号については、学校教育法の一部改正に伴い関係する規則の一部を改正するもの。

議案第 14 号については、福島県教育センターの事務分掌の変更に伴い福島県教育センター組織規則の一部を改正するもの。

議案第 15 号については、福島県指定重要文化財、福島県指定重要有形民俗文化財及び福島県指定重要無形民俗文化財を指定するもの。

議案第 16 号については、福島県立博物館長を委嘱するもの。

議案第 17 号については、福島県立博物館運営協議会委員を任命するもの。

議案第 18 号については、福島県文化財保護審議会委員を委嘱するもの。

議案第 19 号については、教科用図書選定審議会委員を任命するもの。

議案第 20 号については、教育庁の課室長以上、教育事務所長及び教育機関の長の人事について諮るもの。

議案第 21 号については、市町村公立学校長の人事について諮るもの。

議案第 22 号については、県立学校長の人事について諮るもの。

議案第 23 号については、平成 30 年度教育・文化関係表彰の被表彰者を追加決定するもの。

議案第 24 号については、平成 30 年度教育・文化関係表彰の被表彰者の決定について、教育長臨時代理により処理を行ったことについて承認を求めるもの。

報告第 1 号については、教職員多忙化解消アクションプランの改定等について報告するもの。

報告第 2 号については、教育庁及び教育機関の職員の人事について報告するもの。

| | |
|---|---|
| <p>(6) 会議（一部）非公開</p> | <p>報告第3号については、市町村公立学校教職員の人事について報告するもの。</p> <p>報告第4号については、県立学校教職員の人事について報告するもの。</p> <p>報告第5号については、平成32年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る改善点について報告するもの。</p> <p>報告第6号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>教育長から、本日の審議事項のうち、議案第1号から議案第4号、議案第16号から議案第24号及び報告第2号から報告第6号について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。</p> <p>これ以降、報告第6号までの審議等については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> |
| <p>(7) 議案審議</p> <p>議案第1号</p> <p>議案第25号</p> <p>議案第2号</p> | <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第1号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教育長から議案第25号の追加提出について提案がなされ、全員に異議なく認められた。</p> <p>退職手当の支給制限について（議案第25号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第2号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |

| | |
|-------------------|--|
| 議案第3号 | 福島県市町村公立学校教員の懲戒処分について（議案第3号）、義務教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| 議案第4号 | 福島県公立学校教員の懲戒処分について（議案第4号）、高校教育課長から事故の内容に関する説明が、職員課長から懲戒処分案に関する説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| (8) 報告事項 報告第6号 | <p>訓告処分等について（報告第6号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。</p> <p>ここで、教育長から暫時休議が告げられた。</p> <p>午後1時00分、教育長から委員会の再開が告げられた。</p> |
| (9) 議案審議 議案第5号 | 頑張る学校応援プランについて（議案第5号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| 議案第6号 | 第6次福島県総合教育計画平成31年度アクションプランについて（議案第6号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| 議案第7号 | 福島県教育委員会文書等管理規則の一部を改正する規則について（議案第7号）及び福島県 |
| 議案第8号 | 自然の家組織規則の一部を改正する規則について（議案第8号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| 議案第9号 | 福島県教育庁組織規則の一部を改正する規則について（議案第9号）、学校教育法施行細則 |

| | |
|-----------|---|
| 議案第10号 | の一部を改正する規則について（議案第10号）、福島県指導不適切認定の手續等に関する規則 |
| 議案第11号 | の一部を改正する規則について（議案第11号）、福島県立高等学校学則の一部を改正する |
| 議案第12号 | 規則について（議案第12号）及び福島県立中学校学則の一部を改正する規則について（議案 |
| 議案第13号 | 第13号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| 議案第14号 | 福島県教育センター組織規則の一部を改正する規則について（議案第14号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| 議案第15号 | 福島県指定文化財の指定について（議案第15号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。 |
| (10) 報告事項 | |
| 報告第1号 | 教職員多忙化解消アクションプランについて（報告第1号）、職員課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。 |
| | <p>蜂須賀委員：部活動指導員の配置について、部活動指導員がいれば学校の先生と一緒にいる必要はないということなのか。</p> |
| | <p>職員課長：単独で指導できるということであるため、教員がその空いた分の時間を仕事に充てることができると考えている。</p> |
| | <p>蜂須賀委員：なぜその質問をしたかという、野球の顧問に女の先生がいて、野球のことが分からないため別な人が教えている。その先生に「仕事をしてきてもいいですよ」と言っても「いやいや」と言って座って見ているという状況があるらしい。そのような状況でも部活動指導員を配置したときに万が一事故が起きた場合、部活動指導員にも責任が問われるのか。</p> |

教 育 長：問われることとなる。位置付けもいわゆる職員である。そのため引率もできるが、そのような状況があったのであれば教えて欲しい。必要があって複数人に指導するということはあるため、いきなり否定はできないが。

蜂須賀委員：働き方改革のアンケートを取った結果を見たところ、会議の在り方が一番問題であった、会議の在り方を変えたら時間を作ることができたという結果だったと私は認識したが、どのような会議の仕方をしていたのか。

職 員 課 長：今回作成した「アクションプランに基づく多忙化解消取組事例集」で会議の精選についての事例がたくさんあり、月一回定期的にやっていたものを、本当に必要なのかと見直すなど、簡単なことでも今までできていなかったと考えている。改めて多忙化解消に向け取組をしていく中で、小さいものでも見直し、結果としてこのようにできた、当たり前のことだと思っていたものを改めて見直すことができたというのが大きな結果だったと考えている。

教 育 長：最初に調査をした際は一番大きい課題として部活動や成績処理があったと思うためその部分を説明すべき。

職 員 課 長：何に多忙感を感じるかと調査をし、採点やテストの関係など、教員が普通にやっているものも高いが、他にも会議時間が長いという回答があったのも確かであり、本来の教員の業務はなかなか短くならないが、こういった会議の見直しは工夫次第で短くできると言える。

蜂須賀委員：「見直せ」と言われる前に各学校で自分達で改善した方が良いという考えがなかったのは、残念と思った。

岩本委員：「アクションプランに基づく多忙化解消取組事例集」に記載のいわき市の中学校の勤務時間比較の見方について教えて欲しい。月間の比較をしているものもあるが、ここだけ異なる日付を比較をしている。

職員課長：この学校については5日間あたりの比較をしており、昨年度の10月の月曜日からの5日間の勤務時間と、今年度の同時期の月曜日からの5日間を比較しており、同時期の勤務時間を比較すると、これだけ縮減できたという見方をして欲しい。

岩本委員：その他の学校では長い期間を比較しており、この学校は5日間を比較しているということで良いか。

職員課長：それぞれの学校において、学校独自で調査をしている。これは我々で調査したわけではなく、学校ごとに調査をしたものを掲載しているため、学校によって調査の仕方は異なると見て欲しい。

高橋委員：「教職員多忙化解消アクションプランQ & A」に生徒指導アドバイザーを教職員の抱える問題へも転用するように位置付けているが、従来の生徒指導アドバイザーは不登校やいじめ対策のものであり、弁護士会から推薦しているものも子どもの権利委員会に所属している方々になって貰っており、どちらかと言うといじめにおける子どもの人権保護というアプローチである。働き方改革においてはどちらかと言うと教師が業務以外のことに巻き込まれ、教員の権利を守る必要があるという立場となるため、生徒指導アドバイザーが利益相反となる場合もあるので、ゆくゆく別個の組織としなければ制度自体が立ち行かなくなってしまう、せっかくやってきたのにあまり意味がなくなってしまうということになりかねない。現に生徒指導アド

バイザーとして赴任されている弁護士会会員もそういった点を懸念しており、別に設けて欲しいという話が出ていると聞いている。今年度は間に合わないとしてもこれはこれで別にやっていかないと、どこかでどちらも共倒れに終わってしまうという可能性があるので、明確に別な立場に分けるという形に組織化すべき。こういった働き方改革で本来先生がやらなくても良いことや、抱え込んでしまうことがないようにするための専門家を依頼するというのは私も言っていたことであるため、こういった形になったことは非常にありがたいと思っている。そうであるならば、現場で初期対応を間違えてはいけないため、現場の先生がすぐに法律専門家に相談ができるというルートにしておかないと、高校教育課経由で相談するというルートにしてしまうと時間がかかってしまうので、その辺のやり方も検討していただければと思う。

教 育 長：高橋委員の指摘の弁護士会からの意見は貰っていたか。

高 橋 委 員：公式には言っていないと思われる。

職 員 課 長：初耳であった。生徒指導アドバイザーの業務はいじめ問題の解決などにある程度限定されていると理解はしていたが、そのような問題があるのであれば、弁護士である文書法務課の主幹などと仕組みについて相談したい。

高 橋 委 員：どちらも最終的なステークホルダーは子どもなのだが、生徒指導アドバイザーはいじめの観点からで、真っ先に子どもを守るためにはどうしたら良いかということ。ここに記載の法律に関するアドバイザーは先生が本来の業務に集中でき、それが、結果、子ども達により良い教育を与えられるという形であるため、そういった区別

を整理し、別枠の予算や人的支援がされるようになれば良いと思う。どちらかという学校管理や先生の業務などの法的責任の有無というアプローチで考えることとなるため、そのようにして欲しい。

教 育 長：いわゆるスクールロイヤーという立場と生徒指導アドバイザーは立ち位置が違うということか。

高 橋 委 員：そうである。また、この間新聞に出た学校に法律専門家が入ってきて問題の法的解決を目指すという報道もおかしいと思われる。つまり、本来の業務以外の問題にアドバイスをするというものなので、マスコミに誤解されないようにして欲しい。何でもかんでも法律で解決しようとしていると捉えられると誤解が生まれると思われる。

教 育 長：高校教育課でそこも含めて検討して欲しい。

高 橋 委 員：市町村と県など設置者の問題も出てくると思うので、教育事務所管内に3名ほど貼り付けるとした方が良いと思う。市で独自でやってみたいという話も聞いているため、そういう形のやり方が良いと思う。

教 育 長：利益相反についての話もあるため、高橋委員と相談しながらやって行きたいと思う。

高 橋 委 員：「アクションプランに基づく多忙化解消取組事例集」で猪苗代高等学校において部活動指導員を入れて実績が上がったというものだが、部活動指導員はどういった方なのか。

教 育 長：一般的には資格を有する方としているが、それと同等ぐらいの指導力のある方で

専門的な知識があり教員ではなくてもと良いとしている。

高橋委員：具体的にどういった方が入っているか分かると、他の学校でも分かりやすい。

健康教育課長：（資料確認の結果）猪苗代高等学校に配置している部活動指導員については、平成28年度に中学校教員を退職し、平成30年度に正式に配置された。資格については日本スポーツ協会公認のスポーツ指導者スキーコーチというものである。専門性が非常に高く、地域のクロスカントリースキーの役員もやっている。

蜂須賀委員：お金も絡んでくると思うが部活動指導員は部活の指導のみか。3時ぐらいから拘束されると思うが。1日3,000円程度ではやっていけないと思うのだが。

教育長：その難しさはある。他の仕事と組み合わせられる方、あるいはOBの方であればうまく行くのだが、それだけで食べて、生活してとはできないため、なかなか当てはまらない。

浅川委員：運動部は分かるが文化部である合唱部や吹奏楽部に派遣している実績はあるか。

教育長：演劇と合唱だったと思われる。実際に高校に入っている。

職員課長：中学校の部活動指導員の派遣状況に吹奏楽部に4名の方が配置されている。高校においては安積黎明高等学校の演劇部に、光南高等学校の吹奏楽部に派遣している。

正木委員：法律に関するアドバイザーの平成30年度の活用実績を教えて欲しい。また、問題の内容は分かるか。

高校教育課長：（資料確認の結果）2月22日までに46件の派遣実績がある。その内弁護士の派遣実績については、28件である。

高橋委員：弁護士の来所相談件数を聞いているのだと思う。

高校教育課長：学校側が弁護士を訪問するということでのやり方になっている。また内容については、例えば5月の事例ではSNSによる生徒のいじめの相談や、いじめに関連する保護者からのクレームに対するアドバイスを受けている。基本的には生徒同士のトラブルに関し、そこになかなか保護者が理解していただけないというトラブルに対する支援となっている。また各方部の校長会の席上で弁護士がいじめ対応について具体的な事例を交えて研修して貰うという機会も今年度設けており、全ての地区で7月から8月にかけて、約30分程度の講義を受けて、いじめに対する情報共有を実施していく。

正木委員：「アクションプランに基づく多忙化解消取組事例集」については教員全ての手に渡るのか。

職員課長：市町村については市町村教育委員会に送る予定で、市町村教育委員会から各学校に配布して貰うため、各学校において全員に配布するか、もしくは一冊を全職員が見られるように保管するかは各学校に任せる。

正木委員：バラバラになる可能性がある。そこは画一的に行って良いと思う。校長が見て終わってしまうものになってしまうと情報が伝わらないと思う。他校の例を参考にするのは非常に良いことである。見方によっては目から鱗となる可能性もあるため、皆さんに周知できるようにして欲しい。

職員課長：「アクションプランに基づく多忙化解消取組事例集」には教員側から意見をだして削減に繋がるものもあれば、校長、教頭、管理職側からの意見で削減できるものもあるため、色んな観点で見えていただいで自分達の参考となるものを取り上げて貰

| | |
|--|--|
| <p>(11) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> | <p>うという意味でも、全職員が目に入る形での配布をしたい。</p> <p>高 橋 委 員：猪苗代高等学校に配置している部活動指導員について話があったが、事例集の中にどういう人が指導をしているかということを入れた方がイメージが分かり、こういう人を探した方が良いということが分かると思う。</p> <p>職 員 課 長：まだ配布をしていないことから、追加して配布したい。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、臨時会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p> |
| <p>(12) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 6 号</p> <p>議 案 第 1 7 号</p> <p>議 案 第 1 8 号</p> <p>議 案 第 1 9 号</p> <p>議 案 第 2 0 号</p> <p>議 案 第 2 1 号</p> <p>議 案 第 2 2 号</p> | <p>福島県立博物館長の委嘱について（議案第16号）、社会教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県立博物館運営協議会委員の任命について（議案第17号）、社会教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>福島県文化財保護審議会委員の委嘱について（議案第18号）、文化財課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第19号）、義務教育課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>平成31年度教育庁職員（課室長以上・教育事務所長）及び教育機関の長の人事について（議案第20号）、平成31年度市町村公立学校長の人事について（議案第21号）及び平成31年度県立学校長の人事について（議案第22号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及</p> |

| | |
|---|--|
| 議案第23号 | <p>び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>平成30年度教育・文化関係表彰について（議案第23号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| 議案第24号 | <p>教育長臨時代理による処理の承認について（議案第24号）、職員課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> |
| (13) 報告事項 報告第2号 報告第3号 報告第4号 報告第5号 | <p>平成31年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（報告第2号）、平成31年度市町村公立学校教職員の人事について（報告第3号）及び平成31年度県立学校教職員の人事について（報告第4号）、職員課長、義務教育課長、高校教育課長及び特別支援教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> <p>平成32年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験について（報告第5号）、義務教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。</p> |
| (14) 次回の日程 | <p>次回の定例会について、教育総務課長から平成31年4月19日（金）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。</p> |
| (15) 閉会 | <p>午後2時38分、教育長から閉会が告げられた。</p> |